

ウイズプランⅢ事業内容確認シート <市が行うこと>

基本目標 1 認め合う意識づくり

1 個人を尊重し合える意識づくり

取組(大項目)		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン(市)	対象部署	令和5年度実施予定事業
(1)	多様性を認め合う意識づくりの推進(性別などにとらわれない)	19	<ul style="list-style-type: none"> 市広報を中心とした様々な媒体を活用し、人権や多様性に関する情報を発信します。 市刊行物について、男女共同参画の視点で精査し、適切な表現を用います。 人権や多様性に関する講座を実施します。 	秘書広報課	広報紙や市公式ホームページ、ビデオ広報、各種SNSなどにおいて、出演する男女比を同等にするなど、適切な表現に努める。
				市民協働課	・多文化理解講座、多言語生活オリエンテーションを行う。
				市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 県の相談先の案内や男女共同参画のパンフレットを置き、啓発に努める。 産業祭りや窓口等で啓発物品を配布し、市民の男女共同参画への意識を深める。
				福祉課	・地域共生の社会づくりについて広報やホームページ等で周知するほか、出前講座やフォーラム等を実施して啓発する。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターだより【ふらっと】を発行(年4回以上)し、男女共同参画に関わる意識の醸成を行うとともに、男女共同参画センターの認知度を向上させる。 産業まつりなど、各種イベントにて啓発物品を配布し、市民の男女共同参画への意識を深める。
(2)	幼少期からの男女共同参画意識の啓発	20	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、幼稚園、乳幼児健診時や各種教室の開催時において、男女共同参画意識の啓発を行います。 親子ひろばなど、乳幼児と保護者が集う場において、保護者に対し、性別にとらわれず、家事や子育てに取り組むよう、働きかけます。 保育園や幼稚園などで働く職員を含む全職員を対象に、男女共同参画に関する研修を行います。 	職員課	・外部で行われる男女共同参画に関する研修に職員を派遣し、男女共同参画の意識づけを行う。
				健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に、就業している妊婦に「働きながらお母さんになるあなたへ」の資料等を活用し、啓発を実施する。 妊婦とその配偶者を対象とするパパママ教室や乳幼児の保護者を対象とする離乳食講習会等、各種母子保健事業を実施する。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 親子ひろば5か所で男女共同参画に関する出前講座を実施し、保護者に対し、意識づけを行う。 親子ひろばなどで、保護者に対し、性別にとらわれず、家事や子育てに取り組む働きかけを行い理解を深める。
				幼児保育課	・保育体験・保育参観等、園行事への父親の積極的な参加を促し、啓発に努める。

2 教育・学習による意識づくり

取組(大項目)		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン(市)	対象部署	令和5年度実施予定事業
(3)	学校教育期における男女共同参画への意識づくり 令和5年度重点取組項目	21	<ul style="list-style-type: none"> 男性教職員が育児・介護休暇を取得することで、学校教育期の子どもたちに意識づけを図ります。 小中学校における教育活動を通じ、男女共同参画への意識づくりを推進します。 インターンシップや職場体験を通じ、男女共同参画への意識づくりを推進します。 	職員課	・市役所において、インターンシップや職場体験を通じて、性別にとらわれずに働いている姿を見せることで、男女共同参画への意識づくりを推進する。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 市内中学校に男女共同参画に関わる資料を配布し、性別にとらわれない職業選択、役割分担に関する意識を養う。 赤ちゃん和小学生のふれあい体験、また、中学生向けの「親になる」講座と乳幼児ふれあい体験を通して、子育てに関する「期待」「自覚」「責任」の気持ちを育むことにより、男女共同参画への意識づくりを推進する。
				学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学齢に応じたキャリア教育を展開する中で、職場体験学習や職業講話を実施し、性別にとらわれない勤労観・職業観を育む。 ワーク・ライフ・バランスの観点から、休暇をとりやすくする環境づくりとして、教職員の事務負担の軽減に努める。
				生涯学習スポーツ課	市内団体や小中高等学校からの依頼に応じ、男女共同参画の出前講座に講師を派遣する。

(4)	多様なニーズに応える教育・学習機会の提供	22	<ul style="list-style-type: none"> ・世代に合わせた学習機会を提供します。 ・オンライン講座を開催するなど、だれもが参加しやすいよう様々な工夫をし、学習機会を提供します。 ・チラシの配布先や、掲載する広報媒体の検討など、各種講座の周知方法を見直し、より多くの市民に情報が届くよう努めます。 	職員課	・市職員に対してeラーニングやオンライン研修など、時間や場所にとらわれない学習機会を提供する。
				市民協働課	・日本の学習環境に不慣れな外国人児童・生徒に対して、学習支援等を主軸とした外国人生活支援事業を行う。
				健康推進課	・妊婦とその配偶者を対象とするパパママ教室等を開催し、夫婦で協力して育児ができるように情報や学習機会を提供した。 ・YouTube等を活用し、健康づくりに関する講座を配信する。
				子ども若者支援課	・開催の時期、開催方法、託児など、様々な人が参加できるよう工夫した上で各種講座を実施、また、新たに児童センター独自のInstagramを活用した情報発信により、参加人数・参加率の向上を行う。
				商工振興課	・消費生活講座や金融講座を実施する際、参加対象者に沿った開催日、開催方法を設定し、より多くの市民が参加できるように学習の機会を提供するよう努める。
				生涯学習スポーツ課	オンライン版出前講座が、様々な年代・環境の方への学習機会となるよう講座内容の充実を努める。
				生涯スポーツ課	出前講座や市主催のスポーツ事業・スポーツ委員会主催の地域スポーツ事業を実施する。

3 あらゆる暴力防止に関する意識づくり（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

取組（大項目）		ウイズプランⅡ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(5)	DVや虐待などあらゆる暴力の根絶	23	<ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待など、各種相談窓口の周知方法を見直し、より多くの市民に情報を届けられるよう努めます。 ・学校を通じて、DVや虐待など、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。 ・妊娠期から、児童虐待や虐待防止についての啓発を行います。 ・高齢者へのDVや虐待などの根絶に向けた啓発を行います。 	長寿課	・高齢者虐待の相談・通報の窓口を広報・ホームページ等で周知する。
				健康推進課	・母子健康手帳の中に、DVを含む相談場所を掲載した。 ・窓口等に相談先や啓発チラシを設置し、必要に応じて配布する。。
				子ども若者支援課	・市内中学1年生、高校1年生、看護専門学校1年生に市民団体と協働で作成したデートDV防止啓発パンフレットを配布し、若い世代の意識を高める。 ・DVや虐待など、各種相談窓口の周知方法を検討し、DVに関する相談窓口への認知度を高める。
				学校教育課	・道徳の授業、人権講演会、福祉実践教室、人権教育研究推進事業などの教育活動を通じて人権教育を推進する。
(6)	各種機関との連携による被害者などへの支援体制の強化	24	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と密に連携し、虐待などの早期発見と解決に向けた支援体制の強化を図ります。 ・関係機関との情報共有を、より迅速かつ適切に行うため、業務のシステム化など、情報共有の手段を見直します。 ・DV被害者などの保護支援を、関係機関と連携し行います。 ・DV被害者などの、保護後の自立に向けた継続的な生活支援を、各種機関と連携し行います。 	市民窓口課	・DV、ストーカー被害者の住民基本台帳上の保護支援については、警察や女性センター等の関係機関、市民協働課、子ども若者支援課等関係課を通じて周知を図る。
				福祉課	・障がい者相談支援センターなどの関係機関と連携し、虐待の早期発見と解決に向けた支援に努めるとともに、障がい者自立支援協議会を通じてサービス事業所等に啓発する。
				長寿課	・高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを充実させるとともに、高齢者虐待相談支援センターとの連携を強化し、支援体制の強化に努める。
				健康推進課	・関係部署との連携を図りながら健康相談、育児相談、家庭訪問、情報提供、方針に沿った保健活動を行う。
				子ども若者支援課	・様式の統一化、各種記録の一本化など、関係機関との情報共有の手段を見直し、効率化を図る。

基本目標 2 活かし合う環境づくり

4 だれもがチャレンジできる環境づくり

取 組（大項目）		ウイズプラン掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(7)	自立をめざす人への支援体制の充実（ひとり親、自立をめざす女性など）	25	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援相談をはじめ、ひとり親家庭への自立支援体制の充実を図ります。 ・生活保護受給者に対し、自立を促進します。 ・各種自立支援事業の周知を図り、より多くの市民に情報が届くよう努めます。 	福祉課	・就労支援を行うなど、世帯の状況に応じた支援を行い、自立を促進する。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立支援相談を実施。家庭の状況に応じて各手当の支給、母子・寡婦家庭の就労支援・福祉資金の貸付等につなげる。 ・自立支援に関する各種事業について、市広報だけでなく、SNS等も活用し、より多くの市民に情報が届くように努める。
(8)	高齢者、障がい者、外国人などへの支援体制の整備	26	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、外国人などが、自分らしく生活するために必要なサービスを提供します。 ・高齢者、障がい者、外国人などを支援する団体を支援します。 ・各種支援事業の周知を図り、より多くの人に情報が届くよう努めます。 	市民協働課	行政からの通知等の翻訳や、通訳派遣を行う。
				市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動に伴う手続きやマイナンバーカードの案内について、外国語用のものを設置し、利用してもらう。 ・外国人相談を週3日程度行う。
				福祉課	・社会福祉協議会、総合ボランティアセンターを支援するほか、自主的な福祉活動に取り組む団体などを障がい福祉振興事業補助金により支援する。
				長寿課	・生活支援コーディネーターの配置や生活支援協議体の設置により、高齢者を地域で支える生活支援の仕組みづくりを行う。
				健康推進課	・必要に応じて関係部署との連携を図りながら、方針に沿った保健指導を行う。
(9)	生涯を通じて心も身体も健康でいられる活動の推進	27	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた健康づくりへの取組や、各種健診（検診）などへの補助をはじめ、市が行う健康に関する取組を広く周知します。 ・体力づくり教室など、幅広い年齢層が参加できる健康づくりの機会を提供します。 ・心を豊かにするために、文化活動への参加を促します。 	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療を受ける夫婦に補助金を交付する。 ・胃・大腸・肺がんのみでなく、男性の前立腺がんや女性の乳・子宮頸がん検診を実施する。乳・子宮頸がんについては節目の年齢時にクーポン券を送付し無料検診を実施する。 ・エネルギー・野菜量・食塩相当量の基準を満たす「野菜たっぷり！ヘルシーメニュー」の提供店の更新を行い、メニューを提供する。 ・ラジオ体操を通じて健康づくりへの意欲を高めることを目指す「健康と人の絆づくり隊交流会」を開催する。
				生涯学習スポーツ課	まちかどコンサート（全3回）や市民美術展を実施し、市民が文化芸術に親しみを持つ機会を提供する。
				生涯スポーツ課	体力づくり教室（年3期）やレクスポひろば、ちた梅子マラソン等を開催し、幅広い年齢層が参加できる健康づくりの機会を提供する。

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(10)	だれもが安全、安心して生活するためのインフラ整備（バリアフリー、多言語標記など）	28	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安全、安心して生活できる環境整備を行います。 ・各種看板やサインなどを多言語標記するなど、だれもが情報を得られる工夫を行います。 ・上記のほか、だれもが快適に生活していくために、必要なインフラ整備を行います。 	総務課	・引き続き市庁舎のバリアフリー化に努める。
				保険医療課	引き続き、窓口で配布するパンフレットの翻訳文書を必要に応じて配布した。 国民健康保険：6言語 国民年金：14言語 子ども医療：1言語
				ごみ対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方について説明した翻訳文書（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）を窓口で適宜配布する。 ・ごみの出し方について説明した看板（英語、ポルトガル語、スペイン語）を必要に応じて収集場所に設置し、啓発を行う。
				下水道課	—

5 仕事と生活が調和する環境づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(11)	各種休暇の積極的な取得やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の推進	29	<ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇の取得を奨励し、取得率の向上を目指します。 ・市職員はテレワークなど、多様で柔軟な働き方を実践します。 ・多様で柔軟な働き方の積極的な活用を推進します。 	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇や夏季特別休暇の取得目標を市職員に周知し、休暇取得を推進する。 ・夏季時差勤務やテレワークなどの取得について市職員に周知し、多様で柔軟な働き方の活用を推進する。
				商工振興課	・啓発資料（パンフレットやチラシ）を窓口を設置する等を行い、事業所などへ改正育児・介護休業法などの各種休暇制度の普及啓発に努める。
(12)	ワーク・ライフ・バランスを実現するための諸制度（家事、子育て、介護）の充実 ※令和5年度重点取組項目	30	<ul style="list-style-type: none"> ・未満児保育、一時保育など、各種保育サービスの拡充を図ります。 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の拡充を図ります。 ・必要な人に情報が届くよう、障がい者福祉サービスや介護保険制度の周知をし、活用を促進します。 	職員課	・各種特別休暇について市職員へ周知し、活用を促進する。
				福祉課	・障がい者に対する福祉サービスについて、冊子を作成し配布するほか、広報やホームページ等で周知する。
				長寿課	・介護保険制度や高齢者福祉サービスの周知を行い、活用を促進する。また、適宜、高齢者福祉サービスの見直しを行う。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施し、放課後の児童の安全安心な居場所の確保を行う。 ・「はぐみんデー」の周知・啓発、「はぐみんカード」による子育て家庭優待事業の協賛店舗の増加を図る。
				幼児保育課	・3歳未満児の保育定員の拡大を図るとともに、通常保育、長時間保育や一時保育を実施する。
商工振興課	・啓発資料（パンフレットやチラシ）を窓口を設置する等を行い、事業所などへ障がい者福祉サービスや介護保険制度などの周知活動に努める。				

6 新たな視点を活かす環境づくり

取組（大項目）		ウイズプラン掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(13)	政策・方針決定の場への女性の参画推進	31	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会や関係団体の役員などへの、女性の登用を推進します。 女性登用により、女性の意見も反映させるよう努めます。 	子ども若者支援課	・全課を対象に女性の登用状況調査を行い現状を周知するとともに、幹部会議にて審議会等への女性委員の登用促進の依頼を行い、女性の意見の反映に努める。
				出納室	・性別に関係なく仕事を割り振り、能力を伸ばす職場環境づくりに努める。
				職員課	・知多市特別職報酬等審議会に女性委員を登用し、女性の意見反映に努める。
				総務課	・明るい選挙推進協議会において、委員の半数以上を女性とする。
				防災危機管理課	・所管する審議会や委員会等の委員について、女性の登用の推進に努める。
				農業振興課	農業振興協議会に登用した女性委員の意見反映に努める。
				関係各課	【都市計画課】 都市計画審議会委員及び空家等対策協議会委員について、女性の登用を推進に努める。
(14)	従来にない視点を取り入れた施策の推進	32	<ul style="list-style-type: none"> 前例踏襲や、慣習にとらわれた考え方の見直しを図ります。 様々な意見を施策に反映させるよう努めます。 	子ども若者支援課	・相談記録の作成など、日々の業務についても、様式を見直し、入力の手軽化など、効率化を図る。
				企画情報課	・総合計画を着実に推進するため、外部の視点を交え施策を検討できるよう有識者との意見交換会、市民の意見を施策に反映できるよう市民会議を開催する。
				市民窓口課	日々の業務について、様式の見直し、入力の手軽化など、効率化を図る。
				職員課	・日々の業務について、様式の見直し、入力の手軽化など、効率化を図る。
				防災危機管理課	・様々な意見について、施策への反映に努める。

基本目標3 描き合うまちづくり

7 全員参画で描くまちづくり

取組（大項目）		ウイズプラン掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(15)	男女共同参画推進の機能整備・充実	33	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体が、まちづくりに参画しやすい体制づくりを支援します。 これまでの男女共同参画に関わる事業内容や周知方法を見直します。 	市民協働課	継続してコミュニティや市民活動団体等に係る相談などを通じて、まちづくりを支援する。
				子ども若者支援課	・男女共同参画センターが行う業務の必要性、費用対効果を再検討し、あり方を検討する。
				商工振興課	・啓発資料（パンフレットやチラシ）を窓口に設置する等を行い、事業所などへ男女共同参画事業の普及啓発に努める。
(16)	男女共同参画の情報交流の推進	34	<ul style="list-style-type: none"> 他市町の関係部局との連携強化を図ります。 関係団体との情報交換を図ります。 市内事業所との情報交換を図ります。 	子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 他市町の関係部局、男女共同参画センターと情報交換を積極的に行い、“ウイズ”の機能整備を進める。 市民団体と情報交換を行い、共同事業等について検討する。

8 女性の参画で描くまちづくり

取組（大項目）		ウイズプラン掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(17)	雇用分野における女性活躍の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	35	<ul style="list-style-type: none"> 女性のキャリアアップに必要な、体制や制度づくりを推進します。 採用時や職員配置における、性別による差別の撤廃を推進します。 市内事業所へ働きかけ、女性活躍の推進を図ります。 	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 市職員に対して、女性のキャリアアップに向けた研修への派遣など、体制や制度づくりを推進する。 市職員の性別にとらわれない採用や職員配置に努め、性別による差別の撤廃を推進する。
				商工振興課	・啓発資料（パンフレットやチラシ）を窓口に設置する等を行い、事業所などへ女性活躍推進の周知活動に努める。
(18)	地域防災における男女共同参画の推進	36	<ul style="list-style-type: none"> 災害時や訓練時の各種マニュアルに、男女共同参画の視点を取り入れます。 避難所運営時における男女共同参画を推進します。 避難所において活躍できる女性リーダーの育成を行います。 	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画、避難所運営マニュアル等の内容について、女性を始めとする生活者の多様な視点を取り入れ、必要な箇所の修正、改訂を実施していく。 出前講座やコミュニティ防災訓練の実施に際し、地区防災や避難所運営における女性への配慮及び女性による活動の重要性を周知する。 避難所派遣職員の女性の登用を推進する。
				消防本部（消防署、庶務課、予防課）	女性消防団員は、令和4年度実施した広報活動に加え、コロナ禍で中止されていた地域の防災訓練や保育園の避難訓練に参加する。
					<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練等で救急法（応急手当や心肺蘇生法）を実施してもらうよう啓発を行う。救急法の受講者数を増やし、救命率の向上に取り組む。 災害発生時に女性が活躍できるように女性消防クラブ防火防災講習の中で講義を行い、地域女性の代表として女性ならではの視点にたったリーダー育成を行う。

9 地域で描くまちづくり

取 組（大項目）		ウイズブ ランⅢ掲 載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(19)	若者の社会参画の推進 ※令和5年度重点取組項目	37	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年リーダー育成事業など、若者が主体となる活動を推進します。 ・学校を通じ、市民活動などの社会参画を促進します。 ・若者の意見を積極的に取り入れるよう、地域に対し働きかけます。 ・若者に対し、地域活動への参加を働きかけます。 ・情報発信の方法や内容を検討し、多くの若者の目に触れる機会を増やします。 	市民協働課	・地域に対して、自治会、町内会加入促進のサポートを行う。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年リーダー育成事業として、こどもが主体となるイベントを、青少年（主に小学生～大学生）とともに、検討し、次代を担う青少年の人材育成に取り組む。また、青少年の行政への関心を深める。 ・SNSなどを活用し、若い世代に向け、男女共同参画に関わる様々な啓発を行う。 ・大学生など若い世代とともに、男女共同参画に関する講座を立案し、実施する。
				学校教育課	・学齢に応じたキャリア教育を展開する中で、職場体験学習や職業講話を実施し、勤労観・職業観を育む。
				生涯学習スポーツ課	県内4つの大学や教育文化施設等にちたっ子ボランティア募集のチラシを送付し、PRを行う。
(20)	生涯を通じた社会参画の促進	38	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域活動に参加していない市民が、参加しやすい工夫を行います。 ・地域活動やボランティア活動などの、社会活動への参画を促進します。 ・各種活動の周知方法を見直します。 	長寿課	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付等により、老人クラブやサロン活動を支援する。 ・就労的活動支援事業により、高齢者の社会参加を促進する。
				健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等提供者となった市民及びその者を雇用する事業所（個人事業主を除く）へ交付金を交付する。 ・健康づくり教室の参加等をきっかけにして活動を始めた市民グループの活動支援を行う。 ・身近な地域で気軽に健康づくりが行えるよう、まちかど体操クラブの実施箇所を増やす。
				子ども若者支援課	・不登校、ひきこもり等、地域社会とのつながりが希薄な市民に対し、就業体験等を行い、社会復帰のきっかけを与える。
				緑と花の推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地等の草刈り・清掃活動について地域と協定を結び依頼することで、地域活動を行う場を提供する。 ・市民による地域緑化を推進するために、花壇コンクールやみどりの教室を実施し、緑化ボランティアに興味を持ってもらい地域緑化活動への参加を促進する。
				生涯学習スポーツ課	市内小中学校からボランティア要望の高い内容で養成講座を開催し、市民がボランティア活動に入りやすい環境を整える。
				生涯スポーツ課	総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援や地域スポーツ事業・出前講座を実施する。

ウイズプランⅢ事業内容確認シート <市と市民が連携して行うこと>

基本目標 1 認め合う意識づくり

1 個人を尊重し合える意識づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン(市)	対象部署	令和5年度実施予定事業
(1)	多様性を認め合う意識づくりの推進（性別などにとらわれない）	19	・市は人権や多様性に関する講座や、多様な属性の人々と交流する機会を、市民と共に企画し、理解を深めます。	子ども若者支援課	・女性団体やNPOなどと共同した男女共同参画講座の開催を検討する。
				子ども若者支援課（児童センター）	・市内中学校に男女共同参画に関わる資料を配布し、性別にとらわれない職業選択、役割分担に関する意識を養う。 ・赤ちゃんと小学生のふれあい体験、また、中学生向けの「親になる」講座と乳幼児ふれあい体験を通して、子育てに関する「期待」「自覚」「責任」の気持ちを育むことにより、男女共同参画への意識づくりを推進する。
(2)	幼少期からの男女共同参画意識の啓発	20	・市と男女共同参画に関する活動を行っている団体が連携し、男女共同参画に関する意識を高め、家庭内における家事や子育ての役割分担を進めます。	子ども若者支援課	・女性団体などと連携し、家庭内における家事と子育ての分担に関する啓発方法の検討を行う。
				健康推進課	【健康推進課】 ・乳幼児をもつ保護者を対象に出前講座を実施する。 ・乳幼児期の栄養、口腔、生活リズム、発達についての教室を実施する。

2 教育・学習による意識づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン(市)	対象部署	令和5年度実施予定事業
(3)	学校教育期における男女共同参画への意識づくり 令和5年度重点取組項目	21	・市も市民も、学校教育期の子どもに対し、人権や男女共同参画の教育を推進します。	子ども若者支援課	・市内中学1年生、高校1年生、看護専門学校1年生に市民団体と協働で作成したデートDV防止啓発パンフレットを配布し、若い世代の意識を高める。
				子ども若者支援課（児童センター）	【子ども若者支援課】 ・市内中学校に男女共同参画に関わる資料を配布し、性別にとらわれない職業選択、役割分担に関する意識を養う。 【児童センター】 ・赤ちゃんと小学生のふれあい体験、また、中学生向けの「親になる」講座と乳幼児ふれあい体験を通して、子育てに関する「期待」「自覚」「責任」の気持ちを育むことにより、男女共同参画への意識づくりを推進する。
				健康推進課	【健康推進課】 ・市内全小学4年生に対して、思春期教育「いのちの話」を実施する。
(4)	多様なニーズに応える教育・学習機会の提供	22	・市は男女共同参画に関する、多くの人が興味を持てるような講座を、市民と共に企画、開催し、積極的な参加を呼びかけます。	子ども若者支援課	・女性団体やNPOなどと共同した男女共同参画講座の開催を検討する。
				健康推進課	・健康づくり教室や出前講座では、いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操・ほぐれ〜る♪そよかぜ体操などの健康体操を取り入れて実施する。

3 あらゆる暴力防止に関する意識づくり（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

取組（大項目）		ウイズプランⅡ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(5)	DVや虐待などあらゆる暴力の根絶	23	<ul style="list-style-type: none"> ・市はDVや虐待などに関する正しい情報を発信し、市民は正しく理解するとともに、DVや虐待などが疑われる場合は、関係機関にすぐに連絡します。 	子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待などに関して、相談窓口や、疑わしい場合の連絡先などを、広く周知し、DV・虐待の早期発見に努める。
				福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に関して、相談窓口を周知するほか、障がい者自立支援協議会を通じて啓発を行い、虐待の早期発見に努める。
(6)	各種機関との連携による被害者などへの支援体制の強化	24	<ul style="list-style-type: none"> ・市民はDVや虐待、ハラスメントなどに自分があった場合、相談窓口にご相談します。また、困っている人に相談された場合は、相談窓口を紹介するなど、適切な対応をします。 ・市は状況を把握した時点で、迅速に対応します。 	子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待などの相談があった場合、相談者及び通報者の個人情報保護を徹底するとともに、内容に応じた適切な対応を検討する。
				市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務等にてDVや虐待などを示唆する発言や行動を見聞きした場合、担当課を紹介するなどして対応する。
				保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、窓口業務等にてDVや虐待などを示唆する発言や行動を見聞きした場合、担当課を紹介するなどして対応する。 ・引き続き、DVや虐待などの相談があった場合、関係機関との連携、情報共有を行い、適切な対応を検討する。
				福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待などの相談があった場合、関係機関と連携を図り、適切な対応を検討する。

基本目標 2 活かし合う環境づくり

4 だれもがチャレンジできる環境づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(7)	自立をめざす人への支援体制の充実（ひとり親、自立をめざす女性など）	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯や自立をめざす世帯に対して、市も市民も積極的に手助けします。 	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援を行うなど、世帯の状況に応じた関係機関との連携を実施する。
				子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・専門のフェミニストカウンセラーと連携し、女性のためのカウンセリングを実施し、自立をめざす人については、必要な情報を提供する。 ・男女共同参画センターにて、働き方講座や、女性のための再就職セミナーを実施する。またママジョブあいちと連携し、出張相談を開催する。
(8)	高齢者、障がい者、外国人などへの支援体制の整備	26	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、高齢者、障がい者、外国人などが「『自分らしく』生きられる」よう、市民と共に支援方法などを検討し、実施していきます。 	子ども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の児童が多い放課後児童クラブに通訳のできる指導員を配置するなど、外国人でも自分らしく生活できる居場所の提供に努める。
				福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援協議会を通じて、障がい者の地域移行など、自分らしく生きられる支援をする。
(9)	生涯を通じて心も身体も健康でいられる活動の推進	27	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、健康・文化講座を、市民と共に企画、開催します。 	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん訪問員の養成・育成を行う。赤ちゃん訪問員による家庭訪問を行う。
(10)	だれもが安全、安心に生活するためのインフラ整備（バリアフリー、多言語標記など）	28	<ul style="list-style-type: none"> ・市民はインフラ整備について気になったことがあれば、市に伝え、市は市民と共に内容を検討し、活かしていきます。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市庁舎のバリアフリー化に努める。
				農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・地区要望事業（農業用施設等）を実施（※ただし、バリアフリー、多言語表記などの整備は含まず。）。

5 仕事と生活が調和する環境づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(11)	各種休暇の積極的な取得やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の推進	29	・市は、市内の事業所と共に、各種休暇の取得や多様で柔軟な働き方を推進します。	子ども若者支援課	・市広報や市商工会を通じ、市内事業所にワークライフバランス等、働き方改革に関する情報を周知啓発し、柔軟な働き方を推進する。
(12)	ワーク・ライフ・バランスを実現するための諸制度（家事、子育て、介護）の充実 ※令和5年度重点取組項目	30	・市は、市民が仕事、家事、子育て、介護の両立に努めやすいよう、制度や保育サービスを充実させます。	関係各課	

6 新たな視点を活かす環境づくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(13)	政策・方針決定の場への女性の参画推進	31	・市は、審議会などへ、積極的に女性を登用するため、NPOなどと協力します。	子ども若者支援課	・県が主催する男女共同参画人材育成セミナーにNPOなどからも受講者を募り、積極的に受講する。受講者について、審議会などへの登用を働きかける。
				防災危機管理課	・所管する審議会や委員会等の委員について、女性の登用の推進に努める。
				保険医療課	引き続き、国民健康保険運営協議会の委員について、女性の登用の推進に努める。
				総務課	・明るい選挙推進協議会において、委員の半数以上を女性とする。
				関係各課	【都市計画課】 都市計画審議会委員及び空家等対策協議会委員について、女性の登用を推進に努める。
(14)	従来にない視点を取り入れた施策の推進	32	・市は、市民の意見を取り入れ、必要な事業改善に努めます。	関係各課	【企画情報課】 ・総合計画を着実に推進するため、市民の意見を施策に反映できるよう市民会議を開催する。 【防災危機管理課】 ・様々な意見について、施策への反映に努める。

基本目標3 描き合うまちづくり

7 全員参画で描くまちづくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(15)	男女共同参画推進の機能整備・充実	33	・市は、市民と共にウイズプランⅢを策定し、行動することで、本市における男女共同参画社会の実現をめざします。	子ども若者支援課	・ウイズプランⅢの進捗状況を市民も交えて確認し、今後の取組の見直しができる体制づくりを推進する。
(16)	男女共同参画の情報交流の推進	34	・市も市民も、男女共同参画に関する情報を発信し、情報を共有します。	子ども若者支援課	・ウイズプランⅢを市民に周知するとともに、市民と情報共有できる体制づくりを推進する。

8 女性の参画で描くまちづくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(17)	雇用分野における女性活躍の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	35	・市や地域、NPO、事業者などは共に、女性が能力を発揮し、様々な分野で活躍できるよう、体制の整備や、制度の充実に努めます。	子ども若者支援課	・女性活躍について、NPO等と連携して、講座の開催や、啓発資料の作成などの検討を行う。 ・男女共同参画センターにて、働き方講座や、女性のための再就職セミナーを実施する。またマジョブあいちと連携し、出張相談を開催する。
(18)	地域防災における男女共同参画の推進	36	・市は、市民と共に、災害時などにおいて、様々な配慮が必要な場面を検討し、地域防災における男女共同参画に取り組みます。	子ども若者支援課	・防災講座などにおいて、女性の視点の必要性を啓発するパンフレットを配布し、地域防災における男女共同参画を推進する。
				防災危機管理課	・自主防災組織、コミュニティ防災訓練等への女性の参画を推進する。 ・避難所運営委員会への女性の参画を推進する。
				消防署	・防災訓練等で救急法（応急手当や心肺蘇生法）を実施してもらうよう啓発を行う。救急法の受講者数を増やし、更には救命率の向上に取り組む。
				予防課	・災害発生時に女性が活躍できるように女性消防クラブ防火防災講習の中で講義を行い、地域女性の代表として女性ならではの視点にたったリーダー育成を行う。

9 地域で描くまちづくり

取組（大項目）		ウイズプランⅢ掲載ページ	行動プラン（市）	対象部署	令和5年度実施予定事業
(19)	若者の社会参画の推進 ※令和5年度重点取組項目	37	市は、市民と共に、若者の人材育成に関する講座を企画、開催します。	子ども若者支援課	・青少年リーダー育成事業として、こどもが主体となるイベントを、青少年（主に小学生～大学生）とともに、企画・開催し、次代を担う青少年の人材育成に取り組む。また、青少年の行政への関心を高める。 ・成人式を実行委員会方式で行うなど、若者が主体となって進めることができる事業の検討を進める。
(20)	生涯を通じた社会参画の促進	38	・市は、市民と共に、より多くの市民が社会活動に参画できるよう、環境整備に努めます。	子ども若者支援課	・若者支援地域協議会において、若者就労支援フォーラムを企画・開催するとともに、就労支援等、地域社会とのつながりが希薄な市民の社会活動への参画を促す。 ・より多くの市民が社会活動に参画できるよう、SNSによる周知や、入力フォームを用いた申し込みなどを活用する。